

# 資料2 業務管理体制の整備に関する届出システムについて

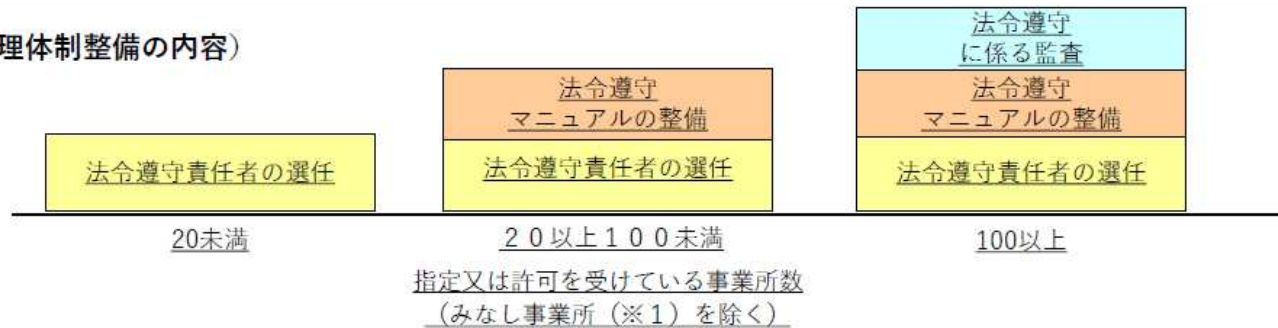
業務管理体制の整備に関する届出システムの概要 令和4年12月 厚生労働省老健局総務課介護保険指導室 発出

## 資料2 業務管理体制の整備に関する届出システムについて

### 介護サービス事業者の業務管理体制の整備と届出について

- 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(業務管理体制整備の内容)



【届出先】

| 区 分                                               | 届出先               |
|---------------------------------------------------|-------------------|
| ① 指定事業所が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者                     | 厚生労働大臣            |
| ② 指定事業所が二以上の都道府県に所在し、かつ、二以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者     | 主たる事務所の所在地の都道府県知事 |
| ③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者                         | 指定都市の長            |
| ④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者(※2)                      | 中核市の長             |
| ⑤ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者 | 市町村長              |
| ⑥ ①から⑤以外の事業者                                      | 都道府県知事            |

(※1) みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。

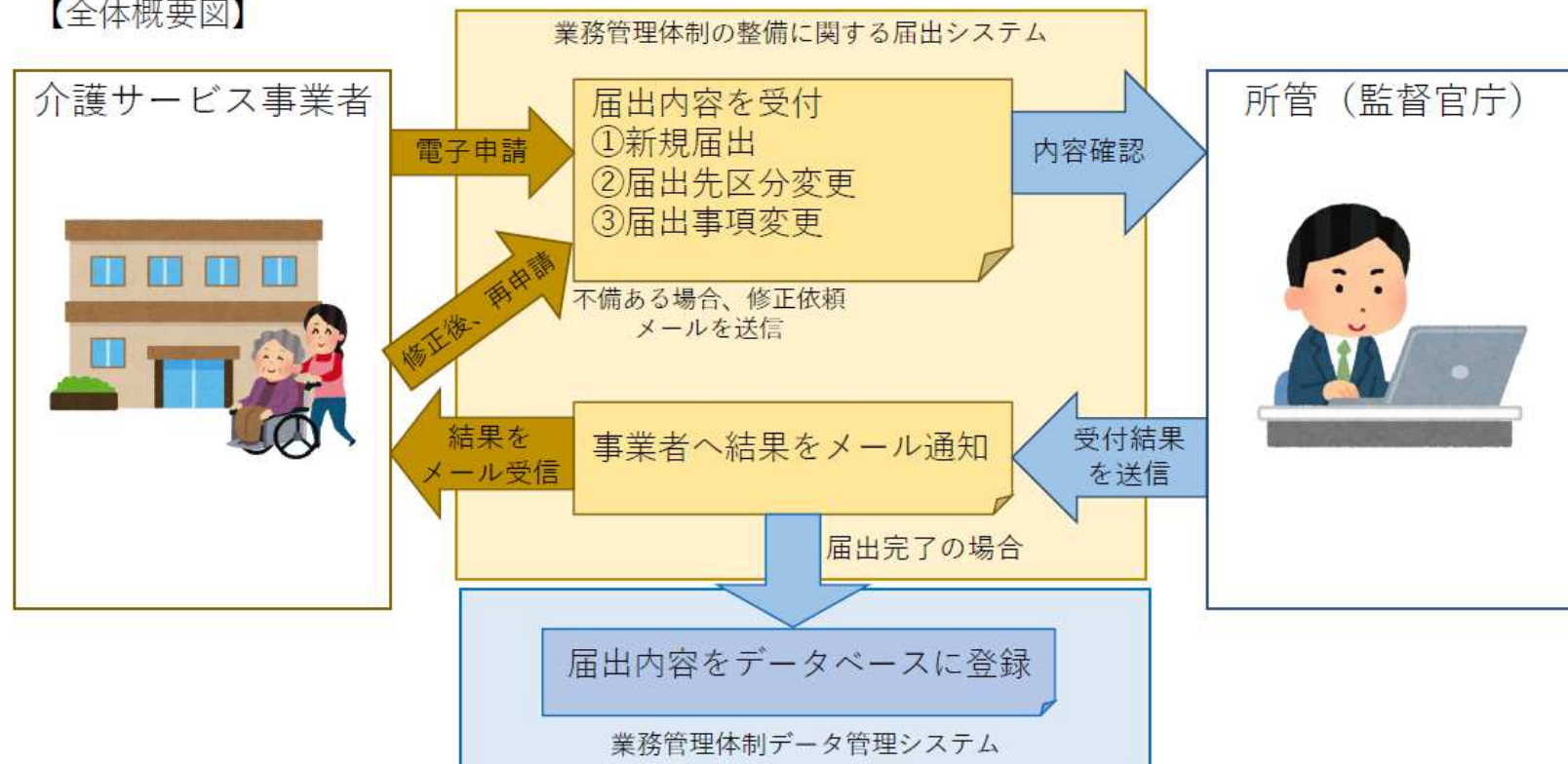
また、総合事業における介護予防・生活支援サービス事業については、事業所数に含まれないものである。

(※2) 指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合の事業者を除く(届出先は⑥都道府県知事のまゝ)

## 業務管理体制の整備に関する届出システムの全体概要

「業務管理体制の整備に関する届出システム」とは、介護サービス事業者が業務管理体制の整備に関する届出を電子申請し、その内容を届出先の所管が本システム上で受付及び業務管理体制データ管理システムへの反映を行うことができるシステムです。

### 【全体概要図】



## 業務管理体制の整備に関する届出システム活用による効果

### 【介護サービス事業者】

- ・印刷や郵送、届出持参の交通費などの費用の削減
- ・システムの入力内容チェックにより届出の再提出を削減
- ・届出先監督官庁の変更が生じた際、区分変更前の監督官庁に提出する必要がない

### 【所管（監督官庁）】

- ・印刷や郵送の費用を削減
- ・届出内容の転記誤りの削減
- ・届出内容の確認時間の削減
- ・届出内容についての入力作業の削減
- ・データ管理により文章量の削減

